第８回　泉区和泉町住居表示検討委員会議事要旨

日　　時	平成 23 年 12 月６日（火）10:00～11:55
開催場所	泉区役所　４階４Ｄ会議室
出席委員	検討委員：日並会長、佐久間副会長、佐藤副会長、新井委員、笠井委員、渡辺委員、中村委員、坂﨑委員、小林委員、八木委員、高橋委員、上原委員代理、志田委員代理、鎌田委員代理 事務局：花園窓口サービス課長、田島住居表示係長、三宅、野村 金子区政推進課長、高向企画調整係長、齋島
欠席委員	望月委員、川島委員、黒田委員、須藤委員
開催形態	公開（傍聴人なし）
議　　題	１　報告事項 （１）事務局に寄せられた意見について （２）各地域に寄せられた意見について ２　議題 （１）地元説明会の報告について （２）実施までのスケジュールについて （３）第二次地区の実施区域及びエリア界について （４）今後の検討スケジュールについて （５）次回検討委員会までの周知内容について （６）次回検討委員会について
決定事項	１　第一次地区の新町界・新町名案は、「下和泉（しもいずみ）一丁目～五丁目」の５町とする。 ２　横浜市住居表示審議会の臨時委員は佐久間副会長とする。

議　　題
１　報告事項 （１）事務局に寄せられた意見について 【会長】事務局に寄せられた意見について説明をお願いします。 【事務局】 資料１「事務局に寄せられたご意見について」に沿って説明 ・「長後街道の北部の地区はいつ住居表示を実施するのか」と問合せがあった。検討の進捗状況等について、第一次地区のみならず和泉町全体への周知も必要と考えており、今後、チラシの全戸配付を検討したい。 ・新町界・新町名案で「下和泉一丁目」にあたる地区にお住まいの方から、「『下和泉』という名称に親しみがないため、町名案を変更してほしい」との要望があった。

・検討委員会の委員構成や検討経過についてご質問があった。検討委員会資料等を中心に回答する。また、これらについて周知が不十分との指摘があったため、今後、チラシ配付やホームページ等で、より積極的に周知を図っていく。

（２）各地域に寄せられた意見について

【会長】各地域に寄せられた意見については、各議題の中でお聞きすることにします。

２　議題

（１）地元説明会の報告について

【事務局】

資料２－１「和泉町第一次地区地元説明会の報告について」に沿って説明

１　開催報告

11 月に計４回開催した。他地区より参加人数が多く、住居表示への関心が高いことが伺えた。

２　説明内容

（４）質疑応答及びご意見については、資料２－２「質疑応答内容及びご意見について」に沿って説明

１　質疑応答

・実施時の住所等変更手続に関する質問が多く出された

２　ご意見

新町界・新町名案について

・実施地区内には「下和泉」に馴染みのない地区もある。しかし、今回の町名アンケートでは、これらの地域性が考慮されていない。

・「下和泉」を支持している人も多いため、「下和泉」に反対する意見が出たからといって、簡単に案を変更しないでほしい。

手続に関すること

・高齢者が多いため、住所等変更手続の際は、法務局の出張会場を設けたり、手続を代行してもらえるようにしてほしい。

３　案の変更要望について

・和泉第一町内会から、新町界・新町名の案に対する反対意見や変更要望が出た。

・これまで、検討委員を通して地域の意見を収集し、案に反映させてきたが、出された意見はお住まいの方の貴重な意見と受け止め、案を再検討する必要があると考える。

【会長】新町名については、前回の検討委員会で、町名アンケートの結果をふまえ、最も得票数が多く、親しまれている名称でもあるとの理由から、「下和泉一丁目～五丁目」としました。しかし、これに対して和泉第一町内会から反対意見が出されまし

た。今日は、委員として和泉第一町内会会長が出席していますので、意見の詳細について説明をお願いします。

【委員】和泉第一町内会会長です。和泉第一町内会では、11 月 12 日の地元説明会で様々な意見が出ました。検討委員会では、新町名案を「下和泉」としましたが、和泉第一町内会の区域には、あまり馴染みのある名称ではありません。町名アンケート結果では、総数は「下和泉」の得票数が多いのですが、和泉第一町内会としては「和泉南」がいいと考えています。検討の最終段階まで来てからの案の変更は難しいと考えていますが、やはり地域から大きな意見が出ていますので、今回、意見を出させていただきました。もう一度検討していただき、その結果で「下和泉」となるのであれば、検討結果を地域に説明するつもりです。

【事務局】関係する地域の委員の方は経過をご存知かと思いますが、本日、初めてお聞きになる委員もいらっしゃいますので、補足説明します。前回検討委員会で、新町名案は「下和泉一丁目～五丁目」としましたが、和泉第一町内会の区域では、「下和泉」という名称には馴染みがないとの理由から、町名案を変更してほしいという要望が出されました。

検討委員会では、アンケート結果で回答総数の約半数の得票があった「下和泉」を町名案として選択しました。しかし、地区別に得票数をみると、アンケート実施時にＡ・Ｂとした地区では、「下和泉」以外の町名候補の得票が多くなっており、Ａ・Ｂ地区では「下和泉」に馴染みがあるとは読みとれない、という見方もできます。このため、Ａ・Ｂ地区については、「下和泉」より得票数の多い「和泉南」に変更してほしいというのが要望の趣旨です。お住まいの方にとっては、アンケート結果の詳細は地元説明会で初めて知ることになりますので、地元説明会で大きな反対意見が出た場合は、検討委員会で再度対応を検討することとしていました。よって、一旦案がまとまったところですが、この要望について改めて検討した上で、最終案を決定したいと思います。

アンケート実施時の地区名及び新町界・新町名案との対照

Ａ地区→下和泉一丁目
Ｂ地区→下和泉二丁目
Ｃ地区→下和泉三丁目
Ｄ地区→下和泉四丁目
Ｅ地区→下和泉五丁目

【会長】これまでの検討委員会で、我々も無駄に議論してきたわけではありません。重要な事項については、その都度各地域で説明され、意見が出されてきたものと思いますが、地元説明会で新町名案を知った方から、反対意見が出ています。ポイントは「町名アンケートの結果の見方」だと思います。和泉第一町内会では、Ａ・Ｂ地区は「和泉南」がいいと意見がまとまったということです。このことについて、ご意見がありましたらお願いします。

【委員】町内会区域を確認したいのですが、和泉第一町内会の区域は、Ａ・Ｂ・Ｅ地区ですか。

【事務局】Ａ・Ｂ・Ｅ地区だけでなく、市街化調整区域側にも、町内会区域が広がっています。

【委員】和泉第一町内会は全域が実施区域に入っている訳ではないということですね。下和泉住宅自治会は、Ｂ・Ｃ・Ｄ地区ですか。
町名アンケートで「下和泉」の得票数が少なかったＡ地区からは、「下和泉」に反対意見が出るかもしれないと思っていました。しかし、Ａ地区を得票数の多かった「和泉南」に変更すると、問題となるのはＢ地区です。Ｂ地区は半分が下和泉住宅自治会ですから、２つの自治会町内会の意見の折り合いのつく案としなければなりません。
「和泉南」に変更するのは、Ａ地区だけでいいのか、Ｂ地区もか、ということになりますが、私は、Ａ地区を「和泉南」とし、他の地区は「下和泉一丁目～四丁目」としてはどうかと考えています。
【事務局】補足ですが、Ａ地区だけを「和泉南」とする場合には、丁目をつけることは困難です。今後、近隣の地区で住居表示等を実施することが明らかであれば、Ａ地区をあらかじめ「和泉南一丁目」とし、近隣の地区を実施した際に、「二丁目」以降を付けることができますが、現段階ではそのような実施計画がないため、「一丁目」を付けることができません。
なお、Ａ地区を丁目のつかない「和泉南」とし、将来、近隣の地区を実施した際に「和泉南一丁目」とする場合は、町名の変更にあたるため、お住まいの方は再度、住所等変更の手続が必要になります。Ａ地区を「和泉南」とする場合には、そうした点もふまえご検討いただきたいと思います。
【委員】今の話だと、Ａ地区が「和泉南」でＢ地区は「下和泉○丁目」ということですが、和泉第一町内会の中で町名が分かれてしまうことは望みません。
【会長】町内会区域にこだわると検討が進みません。町の境界は自治会町内会の境界にはならないのですから。
【委員】Ａ地区とＢ地区で名称が分かれるなら、Ａ地区もＢ地区も「下和泉」でいいです。名称が分かれるのは避けたいと思います。
【事務局】Ａ地区だけ名称が異なるなら、「下和泉一丁目～五丁目」のままの方が良く、「和泉南」にするのであれば、Ａ地区とＢ地区をセットで変更したいということですか。
【委員】名称を変更するなら、Ａ地区とＢ地区はセットでお願いします。名称を分けると、「町内会が二分される」という意見が出てきます。
【事務局】名称が異なるからといって、町内会を分ける必要はありません。
【委員】町名変更について意見を出させていただきましたが、ここまで検討を重ねてきており、この意見により、話がまとまらなくなるのは良くないと思っています。本日、検討委員会で「下和泉」と決定すれば、その内容で町内会に説明するのが一番だと思います。
【会長】前回の検討委員会で、町名アンケート結果を参考にした案をまとめましたが、地元説明会で意見があれば検討し、最終案とすることにしていました。今後、案を市議会に提出し、議決を得る必要があります。市議会に提出した際に、「下和泉ではなく和泉南がよかったのに、検討委員会で強引に押し切られた」、「やり方がおかしい」

となってしまうと、市議会で「地域の意見をよく聞いて決めたのか」と言われ、「再検討すべき」と判断されかねません。私はそうしたくありませんので、市議会でもめる前に、本日、各委員のご意見をよく聞き、最終案をまとめていきたいと思います。
【事務局】焦って平成 24 年秋に実施する必要はない、というご意見もありますが、それを目標に検討してきましたので、一定の方向性は出したいと考えています。そのためには、今日が議論できる最後の場になります。
町名を、Ａ地区のみ、あるいは、Ａ・Ｂ地区で変更する場合のいずれも、原案で「下和泉三丁目～五丁目」としたＣ・Ｄ・Ｅ地区の「丁目」も変更することになります。ですので、Ｃ・Ｄ・Ｅ地区の委員の方からもご意見をいただきたいと思います。
【委員】「和泉第一町内会は住居表示を実施しなくていい」となったらどうなりますか。
【事務局】住居表示が必要でも、様々な理由から実施しない地区もあります。検討を開始したら絶対に実施しなくてはならないということはありませんが、周辺の自治会町内会にも影響がありますので、今の段階では、和泉第一町内会の意向のみで判断することは難しいと思います。
【委員】本日の検討委員会で町名が「下和泉」に決まったら、和泉第一町内会会長が町内会を説得するということですが、原案に反対の 50 人の署名があれば、市議会に意見を提出することができます。市議会に案を提案する段階で反対意見が出て、話が振り出しに戻るようなことがないよう、本日の検討委員会で要望を整理し、市議会に意見が出されないような案をまとめたいと思います。
【会長】第一次地区の検討内容は、第二次地区以降の先例となりますので、検討委員会で一度決定したことを変更するのは抵抗があります。しかし、市議会に案を提案する段階で変更請求が出されると、来年秋の実施予定が延期になり、第二次地区以降のスケジュールにも影響が出ます。そこで、会長として提案させていただきます。
まず、Ａ地区については、「下和泉」に反対し、「和泉南」がいいという意見が出ることが予想されます。また、Ａ地区だけを「和泉南」とすると「丁目」が付かず、近隣の地域で住居表示などを実施したときに後から「丁目」を付けるのは、お住まいの方に負担がかかるとのことです。そこで、Ａ・Ｂ地区を「和泉南一丁目・二丁目」とし、Ｃ・Ｄ・Ｅ地区を「下和泉一丁目～三丁目」とする案を提案します。関係する自治会町内会さんはいかがでしょうか。
【事務局】原案が変更となれば、和泉第一町内会だけではなく、他の自治会町内会でも説明が必要になりますので、該当する地域の方からもご意見をいただきたいと思います。
【委員】原町内会も、第一次地区、第二次地区、実施をしない市街化調整区域に、町内会が三分割されます。ですから、和泉第一町内会のお気持ちは分かります。しかし、実施対象地区で住所が分かりやすくなるなら協力しよう、と話し合いを進めてきました。これまでの検討経過は、役員会で毎月報告するほか、町内会報でも取り上げて独自に周知し、何とか地域の理解を得ています。案が変更されると、改めて説明をし、

理解を求めていかなければなりません。
一つ確認したいのですが、E地区にお住まいの和泉第一町内会の方は、「下和泉」という町名に納得していただけるのでしょうか。
【会長】E地区は「下和泉」になることを、和泉第一町内会会長からお住まいの方に説明していただけますか。
【委員】はい。説明します。
【会長】案を変更することに抵抗がある方も多いと思いますが、お住まいの方が、「馴染まない名称を押し付けられた」という気持ちで長く住み続けることが一番辛いことです。
【委員】B地区の町名案が変更となった場合に影響のある、下和泉住宅自治会の方の意見も聞きましょう。
【委員】今まで、「下和泉」としか説明していませんので、変更となった場合は、その経過を再度説明しなければなりません。原案どおりで進めていただきたいというのが正直な気持ちです。検討を開始した時に、自治会町内会や通学区域、防災拠点等のエリアと住居表示は全く関係ないという大前提を確認しています。ただ、原案どおりで進めて、後で実施が延期になったり、検討が白紙に戻ったりすることは避けなければなりません。来年の秋に実施したいということが前提にありますから、原案どおりを希望しますが、本日の検討で変更になれば、その案で地域に説明したいと思います。
【委員】関係する地域の方の意見を尊重したいと思うので、変更となればその案で納得はします。しかし、「自治会町内会区域は考えない」という大前提は崩すべきではないので、自治会町内会区域に合わせて一部の町名を分けるのではなく、変更するのなら、全てを「和泉南」とするのが本来の筋だと思います。
【委員】和泉第一町内会の中でも、これまでの検討経過をふまえ、「下和泉」に納得している人もいます。しかし、「下和泉」に反対意見が出た以上、声を無視することはできないと思い、本日の提案に至りました。本日、「下和泉」で決定すれば、地域にきちんとその報告をしたいと考えています。
【委員】地元説明会で反対意見があれば、本日の検討委員会で取り上げて検討するということでしたが、本日決定した最終案に、再度、反対意見が出ることのないようにしなければなりません。
【事務局】案を変更してもしなくても、前回の検討委員会で決定した理由でいいのか、今回提案のあった通り、町名アンケートの結果の見方を変更するのか、新町名の決定理由は明確にする必要があります。
市議会に提案した際の案の変更請求について話が出ましたので、変更請求の制度を含め、今後のスケジュールについて説明します。

資料３　今後のスケジュールに沿って説明
・平成24年１月に、横浜市長の諮問機関である「横浜市住居表示審議会」に、本日決定した案を諮る。

・審議会の後、２月に、実施区域や町名の案を公示する（横浜市報への登載）。公示の日から 30 日以内に、案に対する変更の請求ができる。
・変更の請求があれば、その請求書を添えて市議会に案を提案する。市議会では、公聴会を開催して賛成・反対それぞれの意見を聞き、議決を行う。
・現在、平成 24 年５月市会への提案を予定しているが、変更の請求が出された場合は、公聴会の開催を要するため、議決は９月市会となる。また、10 月の実施は延期となる。

【事務局】本日、十分に議論して、変更請求が出ないようにすることが望ましいと思います。自治会町内会区域と町区域は切り離して考えるという大前提があり、これまでに７回の検討を重ねてきているので、それを否定することのないよう、最終的に「本日決定した案が一番いい」と言えるように議論をまとめられればと思います。
【委員】今日決まった内容で、町内会で反対意見が出ないよう、説明します。
【事務局】変更請求は個人の立場で提出するもので、実施地区内にお住まいの選挙権のある方 50 人以上の署名を集めることで提出できます。横浜市では過去に２回、変更請求が提出されました。港北区太尾町の住居表示実施の際、太尾町から大倉山に町名を変更したところ、「太尾町という名称を残して欲しい」という請求が出されました。また、保土ケ谷区仏向町の一部で住居表示を実施し、仏向西と変更する際に、「町を二つに分けて丁目を付けてほしい」という請求が出されました。いずれも、最終的には原案どおりで議決されました。
【会長】変更請求ができることや、お住まいの方が新しい町名を長く使っていくことを考えると、折衷案になりますが、Ａ・Ｂ地区については、「和泉南一丁目、二丁目」とし、Ｃ・Ｄ・Ｅ地区については、「下和泉一丁目～三丁目」とすることが一番いいのではないかと思います。
【委員】会長からの提案はありがたく思いますが、これまでの検討をふまえ、原案どおり「下和泉一丁目～五丁目」で結構です。その旨、反対している方に説明します。
【委員】「下和泉一丁目～五丁目」に決定したと、反対意見の方も説得するということですね。それでも変更請求が提出されるのであれば、検討委員会委員で対応しましょう。
【会長】ありがとうございました。今回、地元説明会で町名案への反対意見があったことから、改めて町名について検討しましたが、これまでの検討経過をふまえ、原案どおり、「下和泉一丁目～五丁目」とすることで決定します。
（異議なし）
【事務局】最終案の決定理由ですが、前回のとおり、町名アンケートの結果で「下和泉」の得票数が全体の半数以上であったため、ということでよろしいですか。
（異議なし）
【事務局】最終案が「下和泉一丁目～五丁目」に決定しましたので、資料３「実施までのスケジュールについて」について説明します。

資料３「実施までのスケジュール」に沿って説明

（法的手続）

・平成 24 年１月に、横浜市長の諮問機関である「横浜市住居表示審議会」に、本日決定した案を諮る。

・審議会の後、２月に、実施区域や町名の案を公示する（横浜市報への登載）。公示の日から 30 日以内に、案に対する変更の請求ができる。

・変更の請求があれば、その請求書を添えて市議会に案を提案する。市議会では、公聴会を開催して賛成・反対それぞれの意見を聞き、議決を行う。

・変更の請求がない場合、平成 24 年５月市会へ提案し、議決が得られれば、実施日（10 月予定）を決定する。実施日は、実施の約２か月前に告示（横浜市報へ登載）してお知らせする。

・実施日の約１か月前（９月予定）にお住まいの方に新住所をお知らせする。また、地元説明会を開催し、住所変更等の手続についてご案内する。

・変更の請求が出された場合、公聴会の開催を要するため、議決は９月市会となる。また、10 月の実施は延期となる。

（事務手続）

・平成 24 年１月から、街区番号をどのように付けるか検討するため、道路等や街区の形状を調査する（基礎調査）。

・平成 24 年４月から、住居番号をどのように付けるか検討するため、建物の出入口等を調査する。また、各戸をお尋ねし、お住まいの方の確認を行う（居住調査）。

・調査を行う際は、事前に全戸配付チラシ等でお知らせする。

【事務局】「横浜市住居表示審議会」には、臨時委員を置くことができます。これは、検討地区の方に、地域の概要や検討の経過などを説明していただくためです。本日は、臨時委員として審議会にご参加いただく方を、この検討委員会の委員の中から決めていただきたいと思います。

【会長】私が検討委員会の会長として出席することもできますが、対象の地区の方がいいと思いますので、佐久間副会長にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（異議なし）

【事務局】では、ご出席よろしくお願いします。

【委員】来年９月に予定している、住所等変更手続に関する地元説明会は、今回開催した地元説明会と同じ会場ですか。広い学校などがいいのではないでしょうか。

【事務局】実施地区内に学校はありませんが、周辺の学校を検討します。今回の地元説明会でも、皆様の関心が高く、定員いっぱいまでご参加いただきましたので、広い会場を検討します。

　第一次地区については、本日で検討を終了します。計８回にわたってご議論いただ

き、ありがとうございました。

（３）第二次地区の実施区域及びエリア界について

【事務局】

・平成25年秋実施予定の第二次地区について、資料４「第二次地区実施区域及びエリア界について」に沿って説明

第７回検討委員会後、実施区域とエリアの分け方について地域に検討いただいた内容について、資料５「第二次地区（図)」に沿って説明

・A、B、Cと囲んだ紫色の着色部分が隣接する市街化調整区域だが、事務局として、A及びCを実施区域に含めることを提案する

→Aについては、市街化区域と市街化調整区域の境界が入り組んでいるため、水路を境界として市街化調整区域を実施区域に含めることで、簡明な境界にできる。また、Cについては、市街化区域と市街化調整区域の境界では、公図上で境界を設定できない。公図上で境界を設定するために、実施区域に含める必要がある。

・一部の地区から、Bについても実施区域に含めてほしいという要望があった。

→第一次地区で市街化調整区域を含めた際の基準と照らし合わせ、今後、取り込み理由を整理する必要がある。

・原則通り、市街化区域のみを実施区域とするべきという意見もあった

・次回検討委員会までに、Bを実施区域に含めるかどうか、地域でご検討いただく。

・必要があれば、関係地域と調整し、現地調査等行う。

・実施区域を決定した後、いくつのエリアに分けるか検討し、第二次地区となる地区を決定する。

・４つの連合自治会町内会が関係する複雑なエリアになるため、３か年かけて順次実施する。

【委員】「エリア界案」について、もう少し説明してください。

【事務局】

資料７－１、２、３「エリア界案１、２、３」に沿って補足説明

※図上の赤い線が、エリアを分ける境界

・「エリア界案１」…水路を境界とし、エリアを２つに分ける。

・「エリア界案２」…２本の道路を境界とし、エリアを３つに分ける。

・「エリア界案３」…水路及び道路を境界とし、エリアを３つに分ける。

【委員】次回までに、実施区域だけではなく、エリアの境界についても検討したらどうですか。

【事務局】では、エリアの境界についても各地域でご検討をお願いします。

【委員】検討委員会委員について確認ですが、第二次地区の検討で、地域の代表者は変更とならないのですか。 【事務局】和泉町の住居表示の検討は、該当する地区だけではなく、和泉町全体で様々な方面からご意見をいただきながら進めますので、地区ごとの委員構成は変更しません。各地域での委員の交代についてはお任せします。 【委員】「地域での検討」とは、連合自治会町内会の単位で意見をまとめるのですか。あるいは、各委員が個別に回答するのですか。 【事務局】基本的には、連合自治会町内会単位でまとめてください。特段の理由があって委員が個別に回答したい場合はご相談ください。 （６）次回検討委員会について 【会長】第二次地区以降の実施区域とエリアの境界について、次回検討委員会までに各地域で検討してください。次回検討委員会の日程を決めたいと思います。 【事務局】２月上旬に開催したいと思います。会長・副会長の日程の調整をし、後日ご案内します。 【会長】それでは、第８回検討委員会を終了します。お疲れ様でした。	
資　　　料	資料１　事務局に寄せられたご意見について 資料２－１　和泉町第一次地区地元説明会の報告について 資料２－２　質疑応答内容及びご意見について 資料３－１　実施までのスケジュールについて 資料３－２　横浜市住居表示審議会条例及び委員名簿 資料４　第二次地区実施区域及びエリア界について 資料５　第二次地区（図） 資料６－１　実施区域案１ 資料６－２　実施区域案２ 資料７－１　エリア界案１ 資料７－２　エリア界案２ 資料７－３　エリア界案３